

	項目	委員意見・質問	委員	回答(案)	担当課	備考
1	基本目標Ⅱ・基本施策4	介護施設における透明性について事務局から説明があったが、具体的に不透明な点があったのか。	島田	社会福祉法の改正等に係る国会審議の中で、これまで都道府県への届出制であった有料老人ホームの設置について、登録制への変更が改正に含まれている。登録時の審査や基準を定めることで、より質の高いサービスの提供が行われるようにしていきたい。	高齢者福祉課 (法人指導班)	
2	基本目標Ⅱ・基本施策4	看取りを行う施設についてにおける医師や薬剤師の恣意的な選定問題について、次期計画で踏み込んでいただきたい。	島田	—	医療整備課	
3	—	「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に関する研修等を増やしていただきたい。	助川	—	高齢者福祉課 (認知症対策推進班)	
4	基本的理念と基本的視点	「地域共生社会」とは具体的に何か。	田中	高齢者が生涯大学校で学び、社会参加や地域活動へつながることなどを想定している。高齢者の社会にかかわりたいというニーズを踏まえ、就労など地域の担い手になっていただくべく、計画を策定していきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
5	基本目標Ⅰ・基本施策1	「生涯現役社会」について、具体的施策と合っていないのではないのか。	田中	骨子案の考え方をもとに、皆様に意見をいただきながらそれぞれの施策で具体化させていきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
6	基本目標Ⅱ・基本施策3	「認知症に対する正しい理解の普及・啓発」についてどうなったら正しく理解されたと解釈されるのか。普及・啓発について具体的施策を立てるときに検討されるものと期待する。	田中	新しい認知症感を含め、認知症であっても支えがあれば個性を失わず地域で暮らしていけるといった、地域の理解が進んでいない部分を広めていき、また認知症について正しく理解が進んでいるかをアンケートなどにより確認していきたい。	高齢者福祉課 (認知症対策推進班)	
7	基本目標Ⅱ・基本施策5	追加された「経営改善支援」について、具体的な支援策はなにか。	田中	需要の適性把握やICT導入支援、経営改善支援などの取り組みが必要と考えている。	高齢者福祉課 (法人・事業者支援班)	
8	基本目標Ⅱ・基本施策6	「地域包括ケアシステムの深化」について県の具体策はあるか。	田中	地域包括ケアの体制づくりについて、地域の実情に合わせ、市町村や現場の意見を伺いながら検討していきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
9	基本目標Ⅱ・基本施策5	外国人人材の活用について、目標に入れるなど考慮してほしい。	菊池	県外人センターにおいて外国人受入れのポイントや外国人特有の事情等についてアドバイス等を行っているほか、外国人職員定着・促進支援として、外国人介護職員の日本語学習に係る教材費の補助や、介護福祉士の国家資格取得費用の助成等をこの夏から募集開始予定である。	健康福祉指導課	
10	基本目標Ⅱ・基本施策5	国が定める医療・介護分野における特定技能の外国人の受入れ枠も考慮し、外国人人材の活用について計画に入れて欲しい。	菊池	入国管理法の受入れ枠も考慮していきたい。	健康福祉指導課	
11	基本目標Ⅱ・基本施策2①	在宅医療を実施する医療機関の増加支援と訪問看護の推進について以前から記載されているが、何が変わっていくのか。	増淵	訪問看護職員が不足する中、サービス提供体制をどう維持するか検討していく。	医療整備課	
12	基本目標Ⅱ・基本施策1	移動支援を地域で行っているケースがあるが、共生社会の実現のためどのような支援を行っていくのか。	増淵	移動支援などを地域の方々はどう行っていくか検討していく。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
13	基本目標Ⅱ・基本施策5	福祉施設における高齢人材の活用・育成に関する調査などが必要ではないのか。	増淵	人材の育成について現場や関係団体とともに考えていきたい。	健康福祉指導課 医療整備課	
14	基本目標Ⅱ・基本施策1①	「頼れる身寄りのない高齢者等への切れ目のない支援が提供される地域づくり」について、県の主導で全ての市町村でたとえ身寄りがなくとも安心して金銭管理が任せられるような仕組みづくりを進めていただきたい。 また、悪質な身元保証会社による高齢者への被害が出ないようにして欲しい。 来年度の成年後見制度の制度改正について、県民向けだけでなく高齢者を支える関係機関への周知活動も併せて行ってほしい。	谷口	日常生活支援の事業等の見直しについて、どのように進めていくか、またサポート体制はどうすべきかについてを議論を進めながら検討していきたい。 身元保証については、民間の力も活用しつつ、国の動きも見ながら、ルール化や体制づくりを考えていきたい。	健康福祉指導課 高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
15	基本目標Ⅱ・基本施策6	地域包括ケアシステムの推進に関連し、ケアマネジャーが不足し、支援を受けられないケースが発生している。公助が受けられないことも念頭に、県民へ高齢者になった際の暮らしについて準備をするよう、理解を求める取り組みをしていただきたい。	谷口	ケアマネジャーの不足については、介護予防や自らの健康づくりも含め、県民の理解醸成など様々な仕組みを組み合わせ、関係者の連携や仕組みの活用などを行っていくため、地域包括支援センターの意見を伺いながら進めていきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
16	基本目標Ⅱ・基本施策5	「地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着」について、次期計画ではケアマネジャーや訪問ヘルパーなどの人材の安全確保を位置づけていただきたい。	藤井	県でも相談窓口の設置を始めたところである。事業者に取り組んでいただきたいこと、県民に理解いただきたいことなどを踏まえつつ、県としてできることを現場の意見を伺いながら進めていきたい。	高齢者福祉課 (介護保険制度班) (介護事業者指導班)	
17	基本目標Ⅱ・基本施策4②	有料老人ホームにおける安全性及び質の向上が追加されたことに賛成である。	二見	—	高齢者福祉課 (法人指導班)	
18	基本目標Ⅱ・基本施策5	人材不足の中、外国人人材の活用が課題である。	二見	—	健康福祉指導課	
19	基本目標Ⅱ・基本施策5	ケアマネジャーの不足について、セルフケアプランなど利用者側の啓蒙をすべきである。	梶原(崇)	—	高齢者福祉課 (介護保険制度班)	
20	基本目標Ⅱ・基本施策6	事業所に導入するシステムについて、県全体で統一してほしい。	梶原(崇)	—	高齢者福祉課 (法人・事業者支援班)	
21	基本目標Ⅱ・基本施策4②③	「②自立や介護に配慮した住宅の確保・充実」、「③施設サービス基盤等の確保・充実」において、「整備促進」との記載が「確保・充実」へ変更されているが、理由は何か。	松尾	中長期的なサービス需要の変化に応じた施設整備が必要であり、施設・事業所における入居率や稼働率、人の確保などの状況などを見据えながら施設整備をする必要であることから、「促進」ではなく「確保・充実」に変更したい。	高齢者福祉課 (法人指導班)	
22	基本目標Ⅱ・基本施策6	地域包括ケアには県民の理解醸成が重要である。県では地域包括ケアをどう深化させていくのか、具体的に伺いたい。	吉田(佳)	県民への理解促進は重要であることから、具体的にどのような普及を進めていくかはまだ決まっていないが、施策名を変更して取り組んでいきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
23	基本目標Ⅱ・基本施策1①	身寄りのない高齢者への支援について、実際の需要量や供給量等を示した上で、地に足の着いた計画にいただきたい。	鈴木	現時点でまだ調査の計画はしていないが、データ分析は必要であるため、御意見を伺いながら検討していきたい。	健康福祉指導課 高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
24	基本理念と基本的視点	地域共生社会の対象に現役世代が含まれていないことに違和感がある。高齢者や障害等だけでなく、社会全体として実現していくという表現にした方が良いのではないのか。	梶原(栄)	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
25	基本目標Ⅱ・基本施策5	施設について、次期計画案に経営改善支援が追加されたことは賛成である。県独自の支援策や市町村への支援を検討していただきたい。	梶原(栄)	—	高齢者福祉課 (法人・事業者支援班)	
26	基本目標Ⅱ・基本施策2	県全体としての医療・介護連携に力を入れていただき、旗を振ってほしい。	梶原(栄)	—	医療整備課 高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
27	千葉県における高齢者の現状と見込み	認知症では要介護度が低いほど介護負担が大きいことを理解していただきたい。	廣岡	—	高齢者福祉課 (認知症対策推進班)	

	項目	委員意見・質問	委員	回答（案）	担当課	備考
28	基本目標Ⅱ・基本施策3	「認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進」について、家族支援に力を入れていただきたい	廣岡	—	高齢者福祉課 (認知症対策推進班)	
29	基本目標Ⅱ・基本施策5	「地域包括ケアシステムの深化」や「推進に向けた県民の理解の促進」について説明いただきたい。また地域包括支援センターへ困難を抱える高齢者の家族をつなげる必要がある。	加藤	認知症家族が地域の理解を広める取り組みを進めていき相談支援に繋げていくなど、様々なやり方を駆使し、市民を地域包括支援センターへつなげていく。また、県では24時間利用可能な福祉チャットボットを運営するなどICTを活用した窓口を試行し、また認知症患者の家族に寄り添った相談窓口を開設するなど、様々な形で相談しやすい体制づくりや県民の理解醸成、活動の見える化等を進めていきたい。	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
30	基本理念と基本的視点	在宅で生活する介護度の低い高齢者への支援について、本人にとっても健康で生きがいを持って地域で暮らせることが一番よいという視点で施策を検討いただきたい。	大藪	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
31	基本目標Ⅱ・基本施策1	地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進」において、地域での支え合いや見守りネットワークと記載があるが、もう少し具体的に取り組んでほしい。	阿部	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
32	—	本計画において、インフォーマルなケアが重要であるということをはっきりと形にできるかについて、知恵を出し合いたい。	山田	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班)	
33	—	2040年を見据えて地域の類型ごとに対策を考えるとされているが、ここでいう大都市・一般市・中山間人口減少地域とは千葉県ではどの市町村が当てはまるのか。	川越	国の資料によれば、大都市部は2040年に向けてサービス需要が上がり続ける、一般市は2040年になる前に減少に転じる、中山間人口減少地域はすでに減少し始めているとされている。県の北東部や県の南部が中山間人口減少地域になっていくのではないかと推測される。なお、どこが対象地域となるかは、国の議論の中で一定の基準が示されることとなっており、まだ具体的には示されていない。	高齢者福祉課 (法人指導班)	
34	—	国から詳細等が示される前に、地図上で類型及び現状を説明してほしい。	川越	—	高齢者福祉課 (法人指導班)	
35	基本目標Ⅱ・基本施策7	介護サービス基盤の確保・充実や質の確保について、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の定員総数や入居率を把握について、市町村と県の役割分担はどうか。施設サービスの内容を充実させるため、議論の根拠になる数字を県又は市町村がどのような方法で示すことができるのか。	川越	—	高齢者福祉課 (法人指導班) 住宅課	
36	基本目標Ⅱ・基本施策7	施設サービスの内容を充実させるため、介護事業所による事故報告や監査事例を分析することにより、施設現場の課題をできるだけ具体的に示していただき、対応策の中身の議論ができることよい。	川越	—	高齢者福祉課 (法人指導班) (介護事業者指導班)	
37	基本目標Ⅱ・基本施策2	高齢者施設と協力医療機関との連携促進に関連し、協力医療機関の義務化については約9割の施設が要件を満たしたということであるが、地元の特養を対象とするヒアリング等によれば、3要件を満たしていても問題がないわけではない。要介護高齢者の搬送は簡単ではないため、オンラインでも臨時往診でもよいができれば施設内で診察して欲しい。一方で、常時入院できる保証はないため、常時入院できるという言葉は現実味がない。その点からみても、3要件については現場と乖離していると思う。ヒアリングによれば、最大の要望はその施設に配属されている看護師の力量アップやサポートだった。同様に嘱託医療機関との契約内容がまちまちのようであるため、県として調査・把握をすれば、どのようなマッチング支援をすればよいのかなどがわかるのではないかと期待する。高齢者福祉施設協会と合同で実施するなど、現場を把握していただき、最終的には複数の協力医療機関が入院を受け止められる施設と往診可能な施設の2か所を推奨することなどが考えられるのではないかと。	川越	—	高齢者福祉課 (介護事業者指導班) (法人指導班)	
38	基本目標Ⅱ・基本施策3	若年性認知症と診断された方については福祉につながっていない事例があり、診断後の支援にもしっかり取り組んでほしい。認知症の予防の推進について、参考資料2の40ページにあるが、認知症よりMCIが多い。70歳から74歳の9.3%がMCIとなっていることから、相当な割合のMCI患者がいると思われる。総合事業を含め、介入の如何によってはMCIから認知症への移行を一定程度抑止することが期待され、そのような方をいかにとらえてアプローチできるかが大事である。	川越	—	高齢者福祉課 (認知症対策推進班)	
39	—	地域分析ツールが国から出るのが遅れていると聞いており、市町村はそれを基に分析するが、8月には確定版が提供されると資料には記載があるため、それを待ちたい。一方で、国の基本指針が示されなければ何もできないわけではなく、国の指針をそのまま県の計画にすべきではない。	川越	—	高齢者福祉課 (介護保険制度班)	
40	基本目標Ⅱ・基本施策5④	「介護現場の生産性向上の推進・経営改善支援・協働化等の推進」について、ICT導入は進んでいるものの、ケアプランから利用表作成、利用者確認まで文書事務が多く残っている。前期高齢者についてはICTを用いた連携が進んでいると思われ、介護サービス事業所の職員研修の必要性があるが、介護現場は人材不足で研修に行く時間が取れないため、工夫及び取り組みが必要と思われる。	助川	—	高齢者福祉課 (法人・事業者支援班) (介護事業者指導班) 健康福祉指導課	意見票
41	高齢者を取り巻く課題	単身世帯の増加に伴う高齢者の社会的孤立・孤独を入れてはどうか。 高齢者に対するデジタル化への対応を入れてはどうか。	鈴木	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班) 健康福祉政策課 健康福祉指導課	意見票

	項目	委員意見・質問	委員	回答(案)	担当課	備考
42	基本目標Ⅱ・ 基本施策1 ①⑤	「主な取組」に記載のある「頼れる身寄りのない高齢者等への切れ目のない支援が提供される地域づくり」については、地域の支え合い・見守りも大事な視点ではあるが、基本的には社会福祉協議会を含む行政や専門職による取組みが中心となる。このため1⑤の「困難を抱える高齢者の支援」の中に盛り込んだ方がよいのではないかと。これに伴い1⑤に「日常生活自立支援事業の推進」を入れるか、あるいは「成年後見制度等権利擁護の推進」と表記した方がよいのではないかと。	鈴木	—	健康福祉指導課	意見票
43	基本目標Ⅱ・ 基本施策1①	「地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進」では現計画においても様々なネットワークの構築が提案されているが、災害時も含めて実際に見守り活動を行っている中心は民生委員や地区社会福祉協議会である。ただ、両者だけでの活動はもちろん限界もある。このため、幅広く地域の見守りネットワークを構築するためには地域の様々な分野の方々に関わってもらうことが重要であり、そうした関係者が集う場が現計画にある「地域福祉フォーラム」である。その中心的な役割を担っているのが地区社協であり、特に高齢者の見守り支援においては、日ごろからの関係性が災害時にも役に立ち、地区社協はこれまでの実績から地域住民から信頼を得ている。今後新たなネットワークを構築するというよりも、すでに地域で信頼を得ている地区社協の機能を強化することが効率的かつ効果的だと言え、地域福祉フォーラム（あるいはその考えに近い組織体）を中心に据えて、災害時を含めた見守りネットワークを構築していくことが有効だと考える。これらを踏まえ、基本施策Ⅱ・1①の「主な取組」に「地域福祉フォーラムの推進」を加えることを提案する。	鈴木	—	健康福祉指導課 高齢者福祉課 (地域活動推進班)	意見票
44	基本目標Ⅱ・ 基本施策1 ①⑥	災害対応に関しては、「災害・感染症への対応」として記載があるものの、⑥は専門職に関する記載が中心となっている。災害時の対応も日ごろからの見守りネットワークが活かされることを踏まえると、Ⅱ・1①の「見守りネットワークの整備支援」の記載を「災害時を含めた見守りネットワークの整備」としてはどうか。	鈴木	—	高齢者福祉課 (地域活動推進班) 健康福祉指導課 危機管理政策課	意見票
45	基本目標Ⅱ・ 基本施策4	高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進の②自立や介護に配慮した住宅の確保・充実の「有料老人ホームにおける安全性及び質の確保」について、サービス付き高齢者向け住宅に関しても同様のことがいえるので、盛り込んでいかか。	鈴木	現行計画の内容に「将来介護を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を図ります。」と記載がありますが、次期計画においても同様に盛り込む予定です。	住宅課	意見票
46	基本目標Ⅱ・ 基本施策5	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着、介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援について、「介護現場の生産性の向上」について、効率化により人員を減らすなど誤解される可能性があるため、例えば「介護現場の業務改善と効率向上」等、より主旨が伝わる表現に代えてはどうか。	鈴木	—	高齢者福祉課 (法人・事業者支援班)	意見票
47	基本目標Ⅱ・ 基本施策5	経営改善支援において、施設の大規模修繕等の財源について社会福祉法人等から不安視する声が出ているため、施策体系に盛り込めるか検討していただきたい。	鈴木	—	高齢者福祉課 (法人指導班)	意見票
48	基本目標Ⅱ・ 基本施策5①	主な取組について、潜在介護支援専門員の復帰支援を入れてはどうか。	鈴木	—	高齢者福祉課 (介護保険制度班)	意見票
49	基本目標Ⅱ・ 基本施策5	③の人材の定着について、②の育成に各種研修の実施は入っているが、定着にも研修は有効なため③にも入れてはどうか。	鈴木	—	健康福祉指導課 医療整備課 高齢者福祉課	意見票
50	基本目標Ⅱ・ 基本施策5①	「外国人介護職員の活用」の用語について「外国人介護人材の活用」が用法として適切であり、用語としても統一されることから修正を検討いただきたい。	鈴木	—	健康福祉指導課	意見票
51	基本目標Ⅱ・ 基本施策1	「頼れる身寄りのない高齢者等への切れ目のない支援が提供される地域づくり」を進めるにあたり、社会福祉法の改正によって社会福祉協議会（以下、社協）の役割が非常に大きくなる。制度の施行時期は令和10年度とされており、制度の詳細はこれから決まっていくが、内容として社協だけで完結することが困難な事業である一方、多くの社協の体制は脆弱である。円滑な形で事業を開始する（地域づくりを進めていく）ためには市町村行政を中心とした包括的な支援体制の構築が必要であり、特に中核を担う県社協及び市町村社協の体制強化が重要である。県としても積極的に本事業に関与していく必要があると考える。	鈴木	—	健康福祉指導課	意見票
52	基本目標Ⅱ・ 基本施策5	各種研修については、千葉県社会福祉協議会社会福祉研修センターで対応が可能です。	鈴木	—	健康福祉指導課	意見票